

2019 TUE

1 / 29

15:00~16:50

法改正に、
味つけを。

働き方改革法のうち

#0

労働安全衛生法の改正について



働き方改革法のうち 労働安全衛生法の改正について

働き方改革法は、労働基準法をはじめとした8本の法律改正を含む多岐にわたる内容となっておりますが、このうち労働安全衛生法の改正内容についての解説をさせていただきます。初回開催を記念して特別に無料でご招待とさせていただきます。先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。

概要

日時：平成31（2019）年1月29日（火）15:00～16:50（受付開始14:30）

受講料：無料

対象：企業・団体等の人事・総務担当者

定員：30名（先着順）

Recipes

15:00 - 15:45

- ・産業医をはじめとする産業保健機能の強化について
- ・長時間労働者に対する面接指導について

16:55 - 16:40

- ・労働時間の把握義務について
- ・「労働者の心身の状態に関する情報の取扱い指針」について

16:40 - 16:50

- ・質疑応答

講師



加藤 正紀 | 社会保険労務士法人 法改正研究所 代表

大学卒業後、大手法律出版社にて、厚生労働省を担当、労働基準法など労働分野の書籍編集に従事。毎日、法律・法改正の新聞「官報」が回覧される職場で、法律ができて改正されていくプロセスを詳しく学ぶ。その後、複数の社労士事務所にて、主として中堅・大企業向け労務相談業務や社会保険手続を軸とした業務プロセス改善提案に携わる。20年以上の実務経験を通して、従業員数約5,000名の大手企業から従業員数1名の中小企業まで約200社、携わった手続や相談件数は約1万件以上に及ぶ。

会場アクセス

全日警ホール（市川市八幡市民会館）

千葉県市川市八幡4-2-1

- ・JR本八幡駅北口から徒歩約8分
- ・都営新宿線本八幡駅から徒歩約8分
- ・京成八幡駅から徒歩約5分



お申し込み方法

WEBサイトからお申し込みください。

https://eipro.jp/kaiseilabo_seminar/



お問い合わせ TEL：047-711-2152

E-mail：contact@kaiseilabo.or.jp